9　受験手続

⑴　受験の申込み及び申込受付期間　受験希望者は、国家公務員採用試験インターネット申込専用アドレスにアクセスして申込手続を行うこと。（申込専用アドレス〔http://www.jinji-shiken.go.jp/juken.html〕）

受験の申込みの受理後における試験地の変更は認めない。ただし、災害又は転居によりやむを得ないと認められる場合に限り、試験の実施に支障がない範囲で変更を認める。

申込受付期間は、平成28年４月１日（金）９時から４月13日（水）までとし、４月13日（水）までに申込データの受信を完了したものに限り受け付ける。

なお、インターネットが利用できない環境にある受験希望者は、次の問合せ先に至急問い合わせること（郵送・持参の申込みは平成28年４月１日（金）から４月４日（月）まで（土曜日及び日曜日は除く。）とし、同日までの通信日付印のあるものに限る。）。

（問　合　せ　先）

皇　宮　警　察　本　部　〒100－0001　東京都千代田区千代田１－３

⑵　受験票の交付　受験の申込みを受理した場合は、受験票を交付する。

受験票には、本人の写真１枚を貼り、第１次試験の際に必ず持参すること。

10　その他

⑴　受験手続その他受験に関する問合せは、前記９⑴の問合せ先のほか、次に掲げる人事院の地方事務局又は沖縄事務所に行うこと。

なお、インターネットによる申込みに関する問合せは、人事院事務総局（〒100－8913　東京都千代田区霞が関１－２－３）に行うこと。

（名　　称）	（所　　在　　地）
人事院北海道事務局	〒060－0042　札幌市中央区大通西12丁目
人事院東北事務局	〒980－0014　仙台市青葉区本町３－２－23
人事院関東事務局	〒330－9712　さいたま市中央区新都心１－１
人事院中部事務局	〒460－0001　名古屋市中区三の丸２－５－１
人事院近畿事務局	〒553－8513　大阪市福島区福島１－１－60
人事院中国事務局	〒730－0012　広島市中区上八丁堀６－30
人事院四国事務局	〒760－0068　高松市松島町１－17－33
人事院九州事務局	〒812－0013　福岡市博多区博多駅東２－11－１
人事院沖縄事務所	〒900－0022　那覇市樋川１－15－15

⑵　提出書類等の所要事項は正確に記入又は入力すること。

⑶　受験に際し、身体に障害があるため特に何らかの措置を希望する者は、申込時にあらかじめその旨を申し出ること。

⑷　試験の詳細については、別に作成している受験案内、人事院のホームページ等を参照すること。

平成28年度法務省専門職員（人間科学）採用試験公告

国家公務員法第47条の規定に基づき、採用試験について次のように告知する。

平成28年４月１日　人事院事務総長　永長　正士

1　試験の名称　平成28年度法務省専門職員（人間科学）採用試験

2　試験の区分　矯正心理専門職Ａ、矯正心理専門職Ｂ、法務教官Ａ、法務教官Ｂ、法務教官Ａ（社会人）、法務教官Ｂ（社会人）及び保護観察官

3　対象官職　次に掲げるいずれかの分野に係る専門的な知識を必要とする事務をその職務の主たる内容とする係員の官職

⑴　少年鑑別所における鑑別及び刑事施設における受刑者の資質の調査に関する分野

⑵　少年院における在院者の矯正教育その他の処遇、少年鑑別所における在所者の観護処遇並びに刑事施設における受刑者の改善指導及び教科指導に関する分野

⑶　保護観察、調査、生活環境の調整その他犯罪をした者及び非行のある少年の更生保護並びに犯罪の予防に関する分野

4　給与　この試験に合格し、採用された者は、「一般職の職員の給与に関する法律」の定めるところにより、原則として下記の俸給月額を支給される。

（試験の区分）	（適用俸給表）	（俸　給　月　額）
矯正心理専門職Ａ 矯正心理専門職Ｂ 法務教官Ａ 法務教官Ｂ	公安職俸給表㈡	１級21号俸　200,800円
法務教官Ａ（社会人） 法務教官Ｂ（社会人）	公安職俸給表㈡	１級21号俸を基準とし、採用前の経歴を勘案して決定される。
保護観察官	行政職俸給表㈠	１級25号俸　176,700円

なお、このほか、同法等の定めるところにより、諸手当が支給される。

5　受験資格

⑴　試験の区分「矯正心理専門職Ａ」

ア　昭和61年４月２日から平成７年４月１日までに生まれた男子

イ　平成７年４月２日以降に生まれた男子で次に掲げるもの

㋐　大学を卒業した者及び平成29年３月までに大学を卒業する見込みの者

㋑　人事院が㋐に掲げる者と同等の資格があると認める者

⑵　試験の区分「矯正心理専門職Ｂ」

ア　昭和61年４月２日から平成７年４月１日までに生まれた女子

イ　平成７年４月２日以降に生まれた女子で次に掲げるもの

㋐　大学を卒業した者及び平成29年３月までに大学を卒業する見込みの者

㋑　人事院が㋐に掲げる者と同等の資格があると認める者

⑶　試験の区分「法務教官Ａ」

ア　昭和61年４月２日から平成７年４月１日までに生まれた男子

イ　平成７年４月２日以降に生まれた男子で次に掲げるもの

㋐　大学を卒業した者及び平成29年３月までに大学を卒業する見込みの者並びに人事院がこれらの者と同等の資格があると認める者

㋑　短期大学又は高等専門学校を卒業した者及び平成29年３月までに短期大学又は高等専門学校を卒業する見込みの者並びに人事院がこれらの者と同等の資格があると認める者

⑷　試験の区分「法務教官Ｂ」

ア　昭和61年４月２日から平成７年４月１日までに生まれた女子

イ　平成７年４月２日以降に生まれた女子で次に掲げるもの

㋐　大学を卒業した者及び平成29年３月までに大学を卒業する見込みの者並びに人事院がこれらの者と同等の資格があると認める者

㋑　短期大学又は高等専門学校を卒業した者及び平成29年３月までに短期大学又は高等専門学校を卒業する見込みの者並びに人事院がこれらの者と同等の資格があると認める者

⑸　試験の区分「法務教官Ａ（社会人）」　昭和51年４月２日以降に生まれた男子（⑶アの受験資格を有しなくなった者に限る。）

⑹　試験の区分「法務教官Ｂ（社会人）」　昭和51年４月２日以降に生まれた女子（⑷アの受験資格を有しなくなった者に限る。）

⑺　試験の区分「保護観察官」

ア　昭和61年４月２日から平成７年４月１日までに生まれた者

イ　平成７年４月２日以降に生まれた者で次に掲げるもの

㋐　大学を卒業した者及び平成29年３月までに大学を卒業する見込みの者並びに人事院がこれらの者と同等の資格があると認める者

㋑　短期大学又は高等専門学校を卒業した者及び平成29年３月までに短期大学又は高等専門学校を卒業する見込みの者並びに人事院がこれらの者と同等の資格があると認める者

ただし、日本の国籍を有しない者及び国家公務員法第38条の規定により国家公務員となることができない者は、受験することができない。